

議案第 8 2 号

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、遊園地用地が宅地開発により分筆が行われ、地番が変更されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例（平成11年大口町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表遊園地の項中「大口町上小口一丁目54番地」を「大口町上小口一丁目54番地4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
種類	施設名	位置	種類	施設名	位置
略	略	略	略	略	略
遊園地	略	略	遊園地	略	略
	北の山児童遊園	大口町上小口一丁目5 4番地4		北の山児童遊園	大口町上小口一丁目5 4番地
	略	略		略	略